

若い人にも年金について分かりやすく情報を提供

保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関わる個人情報を、若い人にも分かりやすくお伝えします。(年金個人情報の通知、ポイント制)

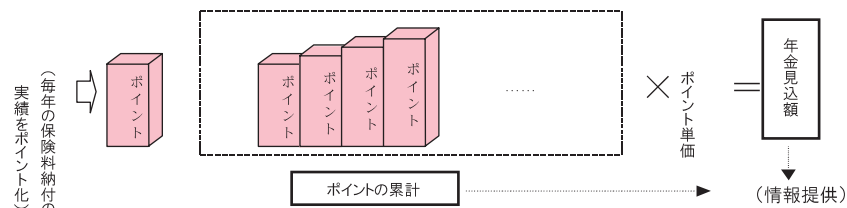
【年金個人情報の定期的な通知(ポイント制)】(平成20年4月実施)

- 現役世代、特に若い世代の年金制度に対する理解を深めるためには、若い頃から将来の年金給付を実感できるわかりやすい仕組みが必要です。
- こうした観点から、被保険者に保険料納付実績や年金見込額といった年金個人情報の定期的な通知を行うこととします。その際、保険料納付実績を点数化して表示する仕組み(年金個人情報の通知、ポイント制)を導入します。

ポイント制の仕組み

※ 「ポイント制」とは？

- ・ 保険料を納めた実績を「ポイント」として点数化し実績が積み上がっていくことを分かりやすく示す方法です。年金見込額の情報も提供することとしています。
- ・ 年金額は、保険料納付実績に対応しますので、「ポイント」が増えていけば、将来もらえる年金額も増えていくことを、分かりやすくご理解いただけるものと思います。



※ 年金に関する個人情報の提供の現在の取組

- ① 社会保険事務所では、年金の加入状況や見込額について照会を受け付け、回答を行っています。(加入状況については全年齢、見込額については55歳以上の方が対象です。)
- ② 年金の見込額の照会については、電話やインターネットからも受け付け、後日文書で回答しています。
- ③ 年金の加入状況や見込額の照会について、平成16年度中には、本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答を始めることとしています。
- ④ 受給資格を満たしている58歳になられた方については、年金加入記録を通知します。希望されれば、年金の見込額を試算してお伝えします。

なお、①②③の年金見込額試算の対象年齢を現在の55歳から50歳に引き下げることをしています。(平成17年度実施予定)

このほか社会保険庁のホームページでは、自分で年金加入期間等を入力することにより、年金の簡単な額試算を行うことができます。

※インターネットによる個人の年金見込額の試算の申し込みや、簡易試算は、社会保険庁のホームページ中「年金見込額試算」のページでご利用いただけます。

<http://www.sia.go.jp/sodan/nenkin/simulate/index.htm>